

座間市教育委員会 10月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市教育委員会職員の人事について

イ 令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 10月定例会議事運営要領

日 時	令和4年10月19日(水) 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和4年10月19日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和4年9月14日
会 議 録 署 名 委 員	北村委員 有山委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	40	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
2	41	令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動 実施要領	学校教育課長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	11	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和4年10月19日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
9月14日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
9月14日	水	現代美術展InputOutput	教育長
9月15日	木	相模中学校文化祭(相模祭合唱コンクール)	教育長
9月16日	金	栗原中学校文化祭(栗の実祭合唱コンクール)	教育長
9月16日	金	第3回豊かな心を育むひまわりプラン改訂委員会	教育長、馬場委員
9月19日	月	市福祉大会	教育長
9月20日	火	学校訪問C(相模が丘小学校)	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
9月21日	水	座間ロータリークラブ卓話	教育長
9月22日	木	児童書寄贈式(一般社団法人こどものえがお座間支部)	教育長
9月22日	木	ひまわりフォト写真展	教育長
9月25日	日	SDGsポスターコンクール表彰式	教育長
9月26日	月	南中学校文化祭(白檜祭合唱コンクール)	教育長
9月27日	火	市基地返還等市民連絡協議会役員会	教育長
9月27日	火	座間中学校文化祭(合唱コンクール)	教育長
9月28日	水	市議会第3回定例会 閉会	教育長
9月29日	木	東中学校文化祭(合唱コンクール)	教育長
9月30日	金	感謝状贈呈式	教育長、教育長職務代理者
9月30日	金	委員退任式	教育長、教育長職務代理者、馬場委員、鈴木委員、北村委員
9月30日	金	市中学校総合文化祭(合唱部門、展示部門)	教育長、北村委員
10月2日	日	市民芸術祭民謡舞踊発表会	教育長
10月2日	日	市民音楽祭演奏の部	教育長
10月3日	月	辞令交付式	教育長、有山委員
10月3日	月	教育委員会臨時会	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
10月3日	月	SDGsポスターコンクール市長賞表彰式	教育長
10月4日	火	定例校長会議	教育長

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
10月7日	金	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
10月9日	日	市民芸術祭いけばな展	教育長
10月11日	火	学校訪問C(栗原小学校)	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
10月13日	木	市初期消火競技大会	教育長
10月15日	土	東原小学校創立50周年記念式典	教育長、教育長職務代理者、鈴木委員、北村委員、有山委員
10月16日	日	ZAMA坂道マラソン	教育長
10月16日	日	市民音楽祭合唱の部	教育長
10月17日	月	政策会議	教育長

議案第41号

令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領

令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を別紙のとおり制定する。

令和4年10月19日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

令和4年度末人事異動を実施するに当たり要領を制定するため提案するものである。

令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領（案）

座間市教育委員会は、神奈川県公立学校教職員人事異動方針に基づき、令和4年度末座間市公立学校県費負担教職員人事異動実施要領を次のように定める。

1 異動の時期

採用（転任採用を含む）、配置換及び昇任は4月1日付け、退職は3月31日付けで行うことを原則とする。

2 転任及び配置換

- (1) 校種を異にする異動について積極的に行うものとする。
- (2) 他市町村との人事交流に努めるものとする。
- (3) 学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。
- (4) 原則として同一校勤続3年以内の者は、異動の対象にしないものとする。ただし、校種を異にする異動及び特別支援学級担任予定者は除くものとする。
- (5) 同一校に多年勤務する者については、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続7年から9年を限度として異動の対象とするものとする。
- (6) 新規採用から同一校に多年勤務するものについては、積極的に異動を行うものとする。その場合、同一校勤続（非常勤任用・臨時的任用期間も含む）5年から6年を限度として異動の対象とするものとする。
- (7) 中学校においては、許可教科担任の解消を図るよう努力するものとする。
- (8) 小学校・中学校から高等学校・特別支援学校への異動については、別に定める。
- (9) 本市内での小学校間における配置換については、下記の地域区分の定めにより異動希望先を申し出るものとする。

ア 地域区分

A 地域	ひばりが丘小学校	東原小学校	旭小学校
B 地域	座間小学校	入谷小学校	
C 地域	相模野小学校	相武台東小学校	相模が丘小学校
D 地域	栗原小学校	立野台小学校	中原小学校

イ 希望地域及び希望学校の記入方法

希望地域については、第1希望から第3希望までの3地域を必ず記入し、当該地域に含まれる学校について希望の順に列記すること。なお、現任校を包含する地域を選択する場合は、第3希望として、他の学校を希望することができる。

- (10) 本市内での中学校間における配置換については、下記により異動希望先を申し出るものとする。

ア 地域区分はなく、現任校以外の5校が希望校の対象となる。

イ 第1希望から第3希望までの3校を必ず記入すること。

(11) 本市内での校種を異にする配置換希望については、前項(9)及び(10)の要領によるものとする。

(12) 上記にかかわらず、学校運営上または、行政上必要な場合は異動を行うものとする。

3 新規採用

教員の新規採用にあたっては、当該学校の教職員構成を検討し許可教科の解消に努め、清新な気風を導入するよう配慮するものとする。

(1) 採用内申を行うにあたっては、次のことに留意するものとする。

ア 面接を行い、人物について把握すること。

イ 本人が有する免許状について確認すること。

ウ 現に職務を有する者については、その履歴、勤務状況等について調査し、現所属長の発行する調書、履歴書等を確認すること。

(2) 新規採用教員の配置については、初任者研修制度を踏まえて、一般教員の配置換等異動計画を進めるなかで適切に行うものとする。

4 勸奨退職

勸奨退職については、別に定める要綱により行うものとする。この場合その趣旨の周知をはかる。

5 その他

この要領に規定するもののほか、任免その他人事に関する取り扱い及び手続き等に関し必要な事項は、別に定める。なお、県教育委員会による県費負担教職員等人事異動要綱と差違が生じた場合は県に準じるものとする。

神奈川県公立学校教職員人事異動方針

(昭和 38 年 1 月 17 日教育委員会議決)

神奈川県教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係機関の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事交流を行うこと。